

政令第 号

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第八十七条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第十条）

第二章 経過措置（第十一条）

附則

第一章 関係政令の整備

（輸出貿易管理令等の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

一 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二〇の項

二 原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）第一条第六号ロ

三 原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）第一条

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

「第三章 原子炉の

目次中「第三章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第十二条―第二十条）」を 第一節 試験研

第二節 発電用

設置、運転等に関する規制

究用等原子炉の設置、運転等に関する規制（第十二条―第二十条） に改める。

原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十条の二―第二十条の六）」

第十一条の見出しを「（核燃料取扱主任者免状の交付を受けることができる者の認定）」に改める。

第三章中第十二条の前に次の節名を付する。

第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制

第十二条（見出しを含む。）中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十三条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

第十四条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第十五条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十六条の見出し中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改め、同条中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に、「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十八条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

第十九条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉又は原子炉」を「試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉」に改め、同項第四号及び第五号中「原子炉」を「試験

研究用等原子炉」に改め、同項第六号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改め、同項第七号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十条の見出しを「（原子炉主任技術者免状の交付を受けることができる者の認定）」に改める。

第三章に次の一節を加える。

第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第二十条の二 法第四十三条の三の五第一項の許可は、発電用原子炉を設置しようとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、発電用原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

（発電用原子炉の設置に係る変更の許可の申請）

第二十条の三 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制

委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画

（発電用原子炉の設置、運転等に係る防護措置が必要な場合）

第二十条の四 法第四十三条の三の二十二第二項に規定する政令で定める場合は、発電用原子炉施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

（発電用原子炉の譲受けの許可の申請）

第二十条の五 法第四十三条の三の二十五第一項の規定により発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 使用の目的
- 四 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数
- 五 発電用原子炉を設置している工場又は事業所の名称及び所在地
- 六 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備
- 七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- 八 使用済燃料の処分の方法
- 九 発電用原子炉施設における放射線に関する事項
- 十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る期間の上限）

第二十条の六 法第四十三条の三の三十一第三項に規定する政令で定める期間は、二十年とする。ただし

、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下この条において同じ。）については、五十七年から当該既設発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの期間を控除した期間とする。

第四十六条中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改める。

第六十条第一項中「七十六人」を「二百二十四人」に改め、同条第四項中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、同条第五項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、同条第六項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改める。

第六十二条第一項第一号中「発電用原子炉以外の原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同項第二号

及び第三号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「第二十六条第二項」を「第四十三条の三の八第三項若しくは第四項」に、「第三十二条第二項」を「第四十三条の三の十九第二項」に改め、同項第四号及び第五号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同項第七号及び第八号中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十第二第三項」に、「第四十三条の三の三第三第四項」を「第四十三条の三の三十三第四項」に改め、同項第九号中「原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の原子炉に係るものに限る」を「試験研究用等原子炉であつて研究開発段階にあるものに係るものを除く」に改める。

第六十三条第一項の表第一号及び第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同表第六号中「原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）」を「試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設を除く。）」、発電用原子炉施設」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改め、「除く。」の下に「、発電用原子炉施設」を加え、同号を同表第六号とし、同表第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉」に、「前三号」を「前

各号」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号を同表第四号とし、同表第二号の次に次の一号を加える。

三 発電用原子炉のうち原子力規制委員会が告示で定めるもの（以下「特定発電用原子炉」という。）に係る核物質防護規定について法第四十三条の三の二十七第一項の認可をする場合

国家公安委員会及び海上保安庁長官

第六十三条第二項の表第一号中「原子炉に係る原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者」に改め、同表第二号中「原子炉で」を「試験研究用等原子炉で」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同表中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同表第四号中「原子炉又は」を「試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉又は」に、「前三号」を「前各号」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号を同表第四号とし、同表第二号の次に次の一号を加える。

三 特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者につ

国家公安委員会及び海上保安庁長官

いての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に

関する意見

第六十四条の表第一号中「原子炉に係る原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に、「原子炉に係る旧原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等」に改め、同表第二号中「原子炉で」を「試験研究用等原子炉で」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同表中第十三号を第十六号とし、第五号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、同表第四号中「原子炉で」を「試験研究用等原子炉で」に、「原子炉設置者（当該原子炉）」を「試験研究用等原子炉設置者（当該試験研究用等原子炉）」に、「原子炉に係る旧原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等」に、「原子炉に係る原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉若しくは原子炉」を「試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉」に改め、同号を同表第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 特定発電用原子炉以外の発電用原子炉に係る発電

国家公安委員会

用原子炉設置者（当該発電用原子炉を設置しようとする者及び当該発電用原子炉に係る旧発電用原子炉設置者等を含む。）又は当該発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉若しくは発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合

第六十四条の表第三号中「前二号」を「第一号又は第二号」に、「原子炉に係る原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉又は原子炉」を「試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉」に改め、同号を同表第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者からその設置した特定発電用原子炉又は特定発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者

国家公安委員会及び海上保安庁長官

について法第四十三条の三の二十五第一項の許可をした場合

第六十四条の表第二号の次に次の一号を加える。

三 特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者（当該特定発電用原子炉を設置しようとする者及び当該特定発電用原子炉に係る旧発電用原子炉設置者等を含む。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合

国家公安委員会及び海上保安庁長官

別表第一の十六の項イ中「六十三万七千七百円」を「七十万五千円」に、「六十三万六千四百円」を「七十万三千円」に改め、同項ロ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「二百十万千九百円」を「百四十五万千円」に改め、同項ハ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「八百六十六万千九百円」を「八百四十四万五千三百円」に、「八百六十六万六千円」を「八百四十四万三千三百円」に改め、同表の十八の項イ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に

改め、「設置に伴う」を削り、「二百七十四万六千六百円」を「二百二十一万三千二百円」に、「二百七十四万五千三百円」を「二百二十一万二千二百円」に改め、同項口中「四十九万六千六百円」を「七十三万二千三百円」に、「四十九万三百円」を「七十三万三百円」に改め、同表の十九の項イ並びに二十一の項ロ及びハ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同表の二十二の項イ中「二十五万四千四百円」を「二十九万八千五百円」に、「二十五万三千二百円」を「二十九万六千四百円」に改め、同項口中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「四十六万八千百円」を「五十四万七千百円」に、「四十六万六千八百円」を「五十四万五千百円」に改め、同項ハ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「百二十一万八千六百円」を「百四十六万四千九百円」に、「百二十一万七千三百円」を「百四十六万二千八百円」に改め、同表の二十三の項中「二十三万四千四百円」を「三十三万九千百円」に、「二十三万二百円」を「三十三万七千円」に改め、同表の二十七の項中「九十万九千二百円」を「七十九万三百円」に、「九十万七千八百円」を「七十八万八千三百円」に改め、同表の二十八の項中「三十二万四千八百円」を「三十四万五千二百円」に、「三十二万三千四百円」を「三十四万三千二百円」に改め、同表の二十九の項中「五十三万三千五百円」を「三十九万八千八百円」に、「五十三万二千二百円」を「三十八万九千八百円」に改め

、同表の七十二の項を同表の八十八の項とし、同表の七十一の項を同表の八十七の項とし、同表の七十の項イ中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、同項を同表の八十六の項とし、同表の六十九の項を同表の八十五の項とし、同表の三十の項から六十八の項までを十六項ずつ繰り下げ、同表の二十九の項の次に次の十六項を加える。

三十	法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者	千七十万三千九百円（電子申請等による場合にあつては、千七十万千八百円）
三十一	法第四十三条の三の八第一項の許可を受けようとする者 イ 発電用原子炉の熱出力の増加又は発電用原子炉の基数の増加に係る変更の許可 ロ その他の変更の許可	四百二万八千六百円（電子申請等による場合にあつては、四百二万六千六百円） 五十二万四千百円（電子申請等による場合にあつては、五十二

	三十二	法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者	万二千百円
		イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の計画の認可	百六十六万二千二百円（電子申請等による場合にあつては、百六十六万百円）
		ロ その他の工事の計画の認可又は変更の認可	三十六万八千四百円（電子申請等による場合にあつては、三十六万六千三百円）
三十三	法第四十三条の三の十一第一項の使用前検査を受けようとする者	イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事に係る使用前検査	千四百四万七千三百円（電子申請等による場合にあつては、千

	ロ その他の使用前検査	四百四万五千二百円） 五十九万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、五十万二千二百円）
三十四	法第四十三条の三の十二第一項の燃料体検査を受けようとする者 イ 燃料体を構成する燃料棒の数の総数（燃料体が燃料棒で構成されていない場合にあつては、燃料体の数の総数。以下同じ。）が千個以下の燃料体検査 ロ 燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個を超える燃料体検査	十二万六千百円（電子申請等による場合にあつては、十一万九千三百円） 十二万六千百円（電子申請等による場合にあつては、十一万九千三百円） 又はその端数を増すごとに九万

		八千八百円を加算した額
三十五	法第四十三条の三の十二第四項の燃料体検査を受けようとする者 イ 燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個以下の燃料体検査 ロ 燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個を超える燃料体検査	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円） 六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）に千個を超える千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額
三十六	法第四十三条の三の十三第三項の審査を受けようとする者	

三十七	法第四十三条の三の十五第一項の施設定期検査を受けようとする者		イ 溶接箇所が三百箇所以内の原子炉容器等に係る溶接事業者検査の実施に係る体制についての審査 ロ 溶接箇所が三百箇所を超える原子炉容器等に係る溶接事業者検査の実施に係る体制についての審査
三十八	法第四十三条の三の十六第四項の審査を受けようとする者	二百二十五万九千七百円（電子申請等による場合にあつては、二百二十五万五千六百円）	百十四万四千百円
三十九	法第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けようとする者	三千二百七千五百円（電子申請等による場合にあつては、三十	百十四万四千百円に三百箇所を超える百五十箇所又はその端数を増すごとに五十七万二千円を加算した額

	四十	法第四十三条の三の二十九第一項の型式証明を受けようとする者	七十四万三千六百円（電子申請等による場合にあつては、七十四万六千六百円）
	四十一	法第四十三条の三の三十第一項の指定を受けようとする者	五十四万円（電子申請等による場合にあつては、五十三万八千円）
	四十二	法第四十三条の三の三十一第二項の認可を受けようとする者	四百六十八万六千七百円（電子申請等による場合にあつては、四百六十八万四千六百円）
	四十三	法第四十三条の三の三十二第二項又は第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者	百八十四万七千円（電子申請等による場合にあつては、百八十四万四千九百円）

四十四	法第四十三條の三の三十二第三項において準用する法第十二條の六第三項又は法第四十三條の三の三十三第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者	四十三万六千七百円（電子申請等による場合にあつては、四十万四千六百円）
四十五	法第四十三條の三の三十二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三十三第四項において準用する法第十二條の七第九項の確認を受けようとする者	百五十五万二千九百円（電子申請等による場合にあつては、百五十五万九百円）

別表第二の一の項（二）中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部改正）

第三条 原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第四項」の下に「、第四十三條

の三の二十二、第四十三条の三の二十四第四項、第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項」を加える。

（電気事業法施行令の一部改正）

第四条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第九条の表第九号の二中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同表第十号中「第五十条の二第五項」を「第五十一条第五項」に改め、「（独立行政法人原子力安全基盤機構が行う法第五十条第三項の規定による審査に関するものを除く。）」を削り、同表第十二号の二中「第五十条の二第五項」を「第五十一条第五項」に改める。

（大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正）

第五条 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号及び第二号中「出入する」を「出入りする」に改め、同条第七号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設」に改める。

（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令の一部改正）

第六条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「原子炉は」を「発電用原子炉は」に改める。

（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第七条 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設」に改める。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第八条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号に

規定する発電用原子炉施設」に改める。

（原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令の一部改正）

第九条 原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令（平成二十三年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設」を「第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設」に改める。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正）

第十条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項（法第二十三条第二項第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）、第二十七条から第二十九条まで」を「第四十三条の三の八第一項（法第四十三条の三の五第二項第五号、第九号及び第十号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十三条の三の九から第四十

三条の三の十六まで」に、「第三十七条及び第四十三条の二」を「第四十三条の三の二十四並びに第四十条の三の二十七」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、法第四十三条の三の九第三項第一号の規定の適用については、同号中「又は同条第三項」とあるのは「、同条第三項」と、「届け出たところ」とあるのは「届け出たところ又は第六十条の三第一項若しくは第二項の認可を受けたところ」とする。

第二章 経過措置

第十一条 原子力規制委員会設置法（以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧発電用原子炉（設置法附則第十七条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号。以下「第四号旧規制法」という。）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）を設置している者は、当該旧発電用原子炉が東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に係るものである場合であつて、かつ、当該東京電力株式会

社福島第一原子力発電所原子炉施設について設置法附則第二十三条第一項前段に規定する期間の末日までに設置法附則第十七条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第四号新規制法」という。）第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、設置法附則第二十三条第一項前段の規定にかかわらず、当該旧発電用原子炉に係る第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第九号及び第十号に掲げる事項については、設置法附則第二十三条第一項前段の規定による届出を要しない。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 この政令の施行の際現に第四号旧規制法第三十九条第一項の規定による許可（旧発電用原子炉に係るものに限る。）の申請をしている者は、この政令の施行の日から起算して六月以内に、当該申請に係る旧発電用原子炉に係る第二条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第二十条の五第九号及び第十号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

らない。

理 由

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、原子力規制委員会設置法に関する経過措置を定める必要があるからである。